

社会福祉法人 奈良社会福祉院 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 奈良社会福祉院（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、理事会及び評議員会に出席した場合の交通費は、旅費規程に基づき支払うことができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。